

手話言語や情報コミュニケーションに関する条例検討小委員会  
第2回会議 議事概要

- 1 開催日時 令和元年(2019年)7月8日(月曜日)  
午後2時00分から午後4時10分まで
- 2 開催場所 滋賀県危機管理センター1階会議室1
- 3 出席委員 岡田委員、奥村委員、織田委員、川本委員、崎山委員、佐藤委員、宿谷委員、関根委員、玉木委員、中西委員、西村委員、林委員、山野委員、山本委員、吉田委員 (五十音順、敬称略)
- 4 内 容
  - (1)開会
  - (2)議題1「手話言語やコミュニケーション手段に関する理解と普及について」  
議題2「今後の検討の進め方について」

5 議事概要

(1)開会

(2)議題

議題1「手話言語やコミュニケーション手段に関する理解と普及について」

- 前回の議論について玉木委員長から説明
- 初めて出席された2人の委員から自己紹介

(委員)

近江八幡市では、滋賀県で最初に手話言語条例が制定されている。情報コミュニケーションの条例についても検討したが、まずは、手話は言語であるということを確認にしたいということから、手話言語条例単独で制定することとなった。条例を制定してから、手話に関する様々な施策が進み、聴覚障害の方々にも喜んでいただいていると思う反面、情報コミュニケーションの条例ができていないため、例えば視覚障害の方等から、自分たちは置き去りにされているのではないかとといった話もあるのが実態。

手話言語と情報コミュニケーションを一緒にするのか別にするのかよくわからないが、近江八幡市でも、今後、情報コミュニケーション条例を真剣に考えていく必要があると考えており、今回この小委員会の委員にも選ばれたので、これを契機に勉強させていただきながら、考えたいと思っているところ。

(委員長)

また後程、具体的に近江八幡市ではこういう条例を作って、こういうところは上手くいっているが、実は課題もあってであるとか、そういったところをお話ししていただければと思う。

(委員)

まずは自分が勉強して、ここでいろいろな意見が出たことを6つの町に持ち帰って、これからどういう取組が必要かということもぜひ考えていきたい。  
当町では、総務課長が自ら実践して、去年から手話講座を受けるなど、職員の手本となるようなことをしており、他の職員にも広げていきたい。

(委員長)

これから意見を出してもらうが、自由にとっても難しいと思う。おそらくここにおられる方は、何らかの条例を作ったほうがいいと考えておられると思う。その上で、なぜ条例を作ろうとしているのかという理由とどのような中身にするのかを聞かせていただきたい。例えば手話言語条例であれば何を肝にして、何を大事にしたいから、このことを条例に入れて欲しいであるとか。また、情報コミュニケーション条例の場合は何を大事にしたいか、そういう意見を出してもらったうえで、それを受けて3回目以降どういう論議ができるのか考えていきたい。  
まずはこの2点。なぜ条例が必要なのか。条例を作るときにどういった中身を大事にしていくのかについて、皆さんから意見を出していただきたい。

(委員)

先ほど委員が言われたことを痛感している。例えば今回の資料について、初めて点字でいただいた。前はデータはもらっていたが、点字資料はなかった。  
私はパソコンで変換して音声でも読むが、やはり紙ベースのほうがわかりやすい。小学生のころから点字を利用しており、音声では頭に入りにくく、紙ベースで文字を読んだほうがよく理解できるため、そちらのほうがありがたい。  
というのも、最初の状況説明にあったように、要約筆記の方が4名、手話通訳の方が2名、触手話通訳の方が1名配置されている。ではなぜ、点字は作ってもらえないのか。点字資料を作るのも、確かに経済的な負担が大きい。聴覚障害の方には初めから手話通訳の方が準備されているが、点字は後回しになるというのは、いつも感じていること。  
今回、6月21日に国会でいわゆる「読書バリアフリー法」が成立した。なぜ「読書バリアフリー法」が成立したかということ、視覚障害の障害特性は二つあり、移動障害と情報障害であるから。情報といっても、今日のような資料を点字でとか、そういう情報だけでなく、最初に会場の中の説明をしていただいたように、見えてないため、自分の身の回りの全てが情報であるが、それが得にくいということがある。情報の8割から9割は視覚で得られるといわれるので、それだけ情報が少ないということである。  
最近の視覚障害者は中途視覚障害者が多い。中途視覚障害の場合には、点字が読めるようになるには非常に時間がかかる。したがって、最近はITを活用して情報を得ている場合が多い。

県の障害者差別のない共生社会づくり条例の第 24 条に「意思疎通等の手段の利用促進等」という項目がある。第 1 項に「県は、手話、要約筆記、点字その他の障害の特性に応じた意思疎通ならびに情報の取得および利用のための手段が広く利用されるために必要な施策を講ずるものとする。」とあり、第 2 項は、その「支援する者の養成および技術の向上のために必要な施策を講ずるものとする。」となっている。国でも読書バリアフリー法ができ、県の条例にもこのように第 24 条に情報提供することが書いてあるにもかかわらず、財政的な理由等で、なかなか視覚障害者には情報を提供していただけないということがあるので、視覚障害者としては、情報コミュニケーション条例をしっかりと作っていただいて、その中に、それを行うための財政的な措置もしっかりと盛り込んでいただきたい。

(委員長)

情報保障といったときに、公の会議では必ずといっていいほど、要約筆記と手話通訳がつくようになってきている。ところが、講師になった人はそこに認識がなく、資料をぎりぎりに出す人が多いため、結果的に点訳の資料が提供できないことがある。

途中で視覚障害になった方は、点字はハードルが高い。そうすると、読み上げソフトなどを活用しながら情報を得ているので、それを進めていくために、考え方については県の条例に書いてあるが、そこを一步踏み込んで、情報コミュニケーション条例を作り、予算をちゃんとつけていくことを書いていってはどうかという意見だったと思う。

(委員)

聴覚障害者と視覚障害者は昔から関連が深い。明治 11 年に盲の方とろうの方が一緒に学ぶ京都盲啞院ができており、それ以降も何らかの繋がりを持って、ともに運動を進めてきたという経緯がある。

今日は聴覚と視覚以外にも障害のある方が出席されているが、我々は東京で国レベルの障害者関係団体の会議に出ることがあり、ろうや難聴、盲ろう、視覚障害者の方などが一緒に参加する会議を開いている。

その中でも、視覚障害者の方々に対する配慮が足りないと思うことがある。今の点字の問題もそうだが、資料は本来あればもっと早めに送って、十分に資料を読みこなしていただく時間が必要だが、我々仲間内においてもそういった配慮ができていないことを反省している。そういった点は、これから極力なくしていかなければならない。

一方、どの行政の団体でも、予算や合理化の関係で職員が少なくなっている。その中で、資料をいかに早く送るかという努力をされているかと思うが、限界というのがあると思うので、そういったところを加味しながら、皆でお互い思いやりの心を持ちながら、この会議を今後進めていければと考えている。

(委員長)

自分の障害のことはわかっているつもりで、自分のことを主張してしまいがちだが、この小委員会にはいろいろな立場の人が集まっており、それぞれどういう生きづらさを抱えているか、今回であれば情報を得ること、情報を出していくことの

難しさをお互いに知ることが大切で、この小委員会はすごく価値のあるものだと思う。

(委員)

先ほどの委員の話がすごくよくわかった。

私たちも同じように、途中で失聴する人や難聴がひどくなってきている人、そういう方々を対象に支援をしているが、やはりソフト面とハード面の両方が要約筆記の場合は必要になる。

ソフト面では、難聴の人に対して、ただ聞こえにくくなったので音を大きくしてあげたらいいだろうと単純に思うかもしれないが、そうではなく、もっとマダラな聞こえ方、聞こえる音と聞こえない音が連続してあるので言葉として聞き取れないという障害である。本人がそういう状態になっても、自覚ができない方がすごく多い。そういう状態になると、閉じこもりがちになってしまう。

それではいけないはずだが、本人にも家族にも周りの方々にも情報が全く伝わっていない。その辺りをもっと知らせられる研修のようなもの必要だと思う。

もう一つ、ハードの面では、大勢の難聴の方々が集まったときは、スクリーンに投影した文字で全体に知らせなければならない。あるいはUDトークなどがある。障害者基本法が改正される前までは、要約筆記という言葉はどこにも書かれておらず、手話通訳等という表現しかされていなかった。そのことが理由かどうかかわからないが、要約筆記の機材に関する予算は全くついていない。

例えば、県の聴覚障害者センターが要約筆記者の養成や派遣事業を行っており、毎年買い替える必要はないが、7,8年に1回くらいはプロジェクターあるいはパソコンを買い替える必要がある。しかし、その予算はついていないということを理解していただきたい。将来はICTの利用も考えていければと思う。

(委員長)

今もなお、抜け落ちているところがあって、それについて、今検討している条例を作るときにきっちりと入れ込んでいくことが必要というご提案だったかと思う。

(委員)

先ほど委員が言われたことは、そのとおりだと思うが、見えない聞こえない盲ろう者の立場として、手話言語条例と情報コミュニケーション条例は一緒にするのではなくて、別々のものとして進めてほしいと思っている。

手話言語は聴覚障害者の基本であり、手話をもともと基本として覚えて、言語として身につけている。

私にとって、点字もとても大事であり、条例をそれぞれにつくってほしいと思っている。会議が始まる前に資料を読み、会議の内容を覚えて、わからないところは通訳者に確認しながら、内容をしっかりつかんで参加させていただいている。資料がなければどうしていいかわからず、点字があればとても安心できるので、点字の資料をこれからもよろしく願いたい。

盲ろう者の中では点字ができる人は少ない。点字ができるのは今のところ2人ほど。その他のコミュニケーションは触手話がほとんどである。

その他に、少し聞こえる方は、音声でコミュニケーションをとっている。手話と触手話は手話言語条例が基本になるので、よろしく願いしたい。

(委員)

私は今、つばのある帽子をかぶっており、ウレタンのやわらかい耳栓をしている。それはなぜかという、自閉症、発達障害で感覚過敏があり、この部屋の蛍光灯がかなりまぶしく、背後にスライド写すための機械があるが、これのファンの音が非常にストレスになるため、刺激を避けて耳栓をしたり、つばつきの帽子をかぶったりしている。

発達障害者として、コミュニケーションに関していろいろ思うところがある。先ほど、明治時代から視覚障害の方と聴覚障害の方は手を取り合って、国に対して働きかけをしてきたという話があった。発達障害は新しい障害で、平成 17 年によろやく法律ができたが、現在も、国に対して請願を行う全国的な組織は存在していない。

平成 18 年の厚労省の調査では、聴覚障害の方は人口 1,000 人当たり 1 人、視覚障害の方は、平成 28 年の厚労省の調査で 2,000 人に 1 人の割合とされている。一方、発達障害の方は、文科省の 2012 年の調査で 1,000 人に 60 人から 120 人という大変多い数となっている。にもかかわらず、全国的な組織、全県的な組織もない。例えば、自閉症協会があるが、当事者にとっては親の会であり、当事者が当事者として発言をする会ではないという思いがある。

なぜ、これほど発達障害者がたくさんいるのに大きな組織にならないのか、という疑問をお持ちになるかと思う。私は発達障害が、コミュニケーションに障害があること、想像力に障害があること、コミュニケーションに障害がある故に、当事者同士のコミュニケーションがうまくいかず、想像力に障害がある故に、どのような会をつくっていくかというイメージが共有できないことが要因ではないかと思う。

先ほど、ソフト面での支援とハード面の支援という発言があった。発達障害者は、帽子をかぶったり、耳栓をしたり、ハード面の支援は自分でできるが、外からは見えない障害であるので、何をどうすればいいか自分でもわからない。なおかつ現在、障害のある当事者に障害があるのではなくて、障害者と社会との間、社会の側に障害があるから社会に進出できないという「障害の社会モデル」の考え方があるが、発達障害はその社会モデルだけではなさそうだと、内面的に私たち当事者の中に障害がある、それはコミュニケーションの障害であろうと感じている。そのため、手話言語や点字などとはまた違った質的なコミュニケーションの難しさについて、それをどうこの条例に落とし込んでいただけるのか、皆さんと共有できるのかという興味がある。

追加で、県にお願いしたいが、この部屋にWi-Fiを飛ばしてほしい。私たちは情報が命であり、スマートフォンとタブレットと両方使って、話すことを決めてから話しているが、タブレットはWi-Fi環境でしか使えないので、Wi-Fiをお願いしたい。

(委員)

先ほどパソコンで文字を変換する話があったが、私は音声ソフトでは聞こえない

ので、パソコンに点字が出てくる機械をつなげている。長過ぎると点字を読むのは大変だが、点字のほうが読みやすい。その他の盲ろう者は、パソコンをそのように使える人は少ないが、これからどうしたらいいか、また工夫して考えていきたい。

(委員)

様々な団体から意見をいただいた。当然、障害者団体というのは、活動の方針があって、活動の目的もそれぞれお持ちだと思う。先ほど話があったように、もともと滋賀のろうあ協会と難聴協会と一緒に活動していた。初めは一緒だったが、活動の考え方や目的に徐々に違いが出てきたため、分かれて活動をするようになり、別の協会をつくった。私たちは手話言語が必要。難聴協会は補聴器の補償、残存聴力の保護が目標、といった目的があったので、活動が分かれたことを御理解いただきたい。ただ仲よく活動をしている。

先ほど、障害者だから情報障害があるという話があったと思うが、障害があるから情報障害者だというふうに私は思っていない。聴覚の障害があるだけだと思っている。逆に考えていただきたいことは、もし、聞こえない方が集まった中に聞こえる方が来られた場合は、聞こえる人が情報障害を持つということになる。

ただ、聞こえないといっても状況はさまざまであり、ろう者の数は本当に少ない。滋賀のろうあ協会の会員は400人程度。滋賀県の人口から見れば極わずか。けれども大切な団体。

私の個人的な話になるが、私は3歳で聞こえなくなった。両親から声掛けされるのはほとんど音声言語だが、私にはその音声言語を覚える方法が全くなかった。声掛けをされてもわからないまま育った。手話を覚える場所は全くなく、とても悲しかった。私は言葉が耳から入るのは当たり前前の社会で育った。ろう者としては、目で入る言語・言葉が必要だが、社会の理解はほとんどゼロに等しい。

先ほども発言があったように、明治11年に京都盲啞院ができ、そこから「手真似」が使われ始めた。だが残念ながら、戦争に入ってから手話が禁止という状況がずっと続き、50年以上手話を禁止される時代があった。それでも2006年に、障害者権利条約が国連で採択され、やっと手話が言語であるということが明記されるようになった。それは私たちにとって本当に喜ばしいことであり、感動したことを覚えている。

そして、こちらに「手話言語白書」という本があるが、6月25日に発行されたばかりの本であるが、皆さんにぜひ読んでいただきたい。

平成30年には、全国の1,788市町村のすべての議会、県議会が、手話言語法の制定を求める意見書を採択した。その請願書を国に提出し、国ではその後進んでいないが、県市町村ともに手話言語条例をつくる動きが出てきている。もし、国が法律を制定すれば、条例はつくられていないかもしれない。ボタンのかけ違いがあったのかもしれないが、全国で270近くの手話言語条例が制定されている。なぜか滋賀県は、手話言語条例がなかなか進まない状況。特に私が心配なのは、聞こえない子どもたちのこと。私のように、手話を獲得する環境がないまま大きくなっていくと、私たちとコミュニケーションがとれるだろうか、とても不安を持っている。

手話言語条例を作って、聞こえない子どもたちに対して、手話を獲得する環境を

つくっていく。それと同時に、聞こえる聞こえないに関係なく、また障害のあるなしに関係なく、情報コミュニケーションについて、お互いに協力できる、そういう社会をつくっていくという考え方を整備するほうがいいと思っている。

当然、皆さんに言い分があると思う。けれども、手話言語そのものは当事者しかわからない問題。悲しいことだが、私は毎日手話言語で会話が必要、でもそういう人は本当にごくわずか。

今日、手話は手話通訳者だけがわかる状況。県の方には、私の手話を見ても通じない、直接話しをすることもでない。

そのため、手話通訳をお願いして、仕方なく準備をしてもらっている状況。皆さんが手話を覚えてもらう必要があると思っている。

県民の皆さんに障害のある人に対して理解が必要である。障害の有無にもかかわらず暮らしやすい社会をつくっていくためには情報コミュニケーション条例が絶対必要。別に言語の選択権として手話言語条例を制定していく必要があると考えている。もう一度検討していただきたい。

#### (委員長)

今言われたことはよくわかる。手話言語の獲得が大切だということ。小さい時から手話で生きていく人たちは、当然手話でコミュニケーションを図っていく。一方で、私も脳性麻痺で、きれいに話せるように言語訓練をしたり、字を書きやすいように作業療法をしたりしてきたが、健常者に合わせるというか、健常者の仕組みの中で私たちは生かされてきた。だから、この会議では、何かに合わせるのではなくてそれぞれが生きやすい、情報を得やすい環境をどうやってつくっていくのかをみんなで意見を出し合って、検討していきたいと思う。

#### (委員)

私は前の会社にいた時に少しだけ手話を習ったことがあるが、それ以来忙しくてできていなかったので、手話を必要とする人としゃべれるように、これからちょっとずつ手話を覚えていきたい。

私も通勤の途中に目の見えない方たちと出会って、やはり目の見えない方は、道にある黄色い点字ブロックが一番大事だということがわかった。

電車やバスとかを待っていて点字ブロックがあるとき、健常者にとってそれは大事ではなく、そこに物を置いても大丈夫という考えが少しあると思う。しかし、それを必要としている盲の方からすると、なぜこんなところに物を置くのか、目の見えない人のことをよく考えていないのではないかと、意見を聞かせていただいた中でそう思った。

この会議は、前回も今回も参加させていただいており、私は知的障害だが、健常者の方から見ると、どこが障害なのかという感じで見られると思う。知的障害者でも、私のように軽い人から、重度の方までたくさんおられる。健常者と障害者のコミュニケーションのとり方に関しては、やはり溝がある。健常者の方からすると障害の軽い人に依頼したら、簡単にしてくれるだろうという思いがあると思う。しかし、私たちは、ワーンと言われるのが苦手な人もいるし、言葉を理解して行動に移すまでにとっても時間がかかることもある。言われても頭の中で整理している間に返事が遅れたりすると、健常者の人からは大抵、無視しているなど思

われたりする。知的障害のある人は、返事に対してはちょっと時間がかかる。他の障害の方も時間がかかると思うが、健常者の方は、知的障害の人と話をするときには、返事に時間がかかるということを知っていただきたい。知的障害だけではなく、他の皆さんと意見を出し合って、このような条例があったらいいという話し合いができて、私にはいい機会、勉強させてもらっている。

(委員)

条例の必要性、そして何を中心にしたいかということについては、ここに出ておられる委員の皆さんが納得できる条例であることが第一かと思う。「手話言語や情報コミュニケーション」と書いているが、委員の中にこれは別にするものであるという意見がある以上、やはり別でつくっていく必要があるのではないかと思う。どちらかがなくてもいいというわけではなく、同時進行でつくっていく必要があるだろうと思った。

私たちの団体は、常に聴覚障害者、特に手話をベースとしている人たちと一緒に活動をしているが、私たち自身の中でも願いがあり、手話通訳者の身分保障などを進める活動もしている。滋賀県の場合には、正規職員で手話通訳者が働いているのは1市しかない。一生懸命努力し、試験に合格して、手話通訳になっても生活の保障がない、そういうような職業なので、ぜひとも正規職員でということをお私たちの団体は訴えている。

何が大事かということ、せつかく作った条例が、文章は立派だけれど中身がないでは困るので、きちんと実行されるためには、やはり予算付けが必要ではないかと思う。お金をつけて、やりたいと思ったときにそれが即行動に移せるような、中身のある条例を考えて作っていく必要があると思う。

先ほど委員からも話があったが、手話言語条例は、ずっと要求をしてきている。前回のときにも意見として発言したが、進まない理由が、団体でも話し合っているがわからない。今日、皆さんの意見を聞いて、やはり情報コミュニケーション条例と手話言語条例は一緒にはならないなと思った。これからの討議に期待したい。

(委員)

私たちは知的障害のある子どもを持つ親の会。知的障害の子どもたちは、手話を獲得する能力がある人は少ないと思う。重度の知的障害の子どもは、小さいときからお母さんが、生活リズムから教えていく。コミュニケーションをとる場合、手話ではなく、他の方法で、身振り手振りやマカトンという方法、絵カードなどで、長い年月をかけてコミュニケーションをしている。重度の言葉のない方々もそうである。

共生社会づくり条例の検討に参画させていただいたときは、「手話言語条例は否定しない。必要だと思う。ただ、そこにあまりに重きにおいては、この条例は進まない、この共生社会づくりの条例にはそれを特化して入れることは、別で考えましょう」という話であったと思う。その別で考えましょうと言う場、この場だと思っている。

私は決して手話言語条例を否定はしないが、いろいろなコミュニケーションのとり方があることは皆さんが認識しているところであり、皆さんの意見を集約した

形の条例を目指していただきたい。

(委員)

我々が条例に求めるのは、わかりやすく、役に立つ条例になって欲しいというもの。発達障害に関する特性や困っていること、コミュニケーションがとりやすい形は、同じ障害でも個人によって違うので、それを全て条例で規定することは難しいだろうと正直なところ思っている。ただ、例えば聴覚障害の方向けの要約筆記がいろいろな研修会で導入されたことで、視覚支援が有効とされる自閉症スペクトラムやアスペルガーの方が参加しやすくなったということは事実としてある。いくつかの具体的な障害やその支援の方法がわかりやすく提示されることで、発達障害に関する理解も間接的に広がっていくという部分もあるだろうと考えている。

条例のタイトルについて、手話言語については専門ではないが、情報コミュニケーションに関する条例と手話言語に関する条例は、分けたほうが単純にわかりやすいと思う。ただ、歴史的な経緯や手話言語がわかりやすいコミュニケーション手段の一つでもあると思うので、ここに参加させていただくからには、この条例名で議論させていただくというつもりではいる。

役に立つ条例という点では、先ほどのW i - F i があったほうが議論に参加しやすいというのは非常に前向きな提案だったと思う。一方で、例えば、発達障害の人のために県や市町が主催する会議にはW i - F i を常に準備しましょうということになると、ほかの障害や障害以外の福祉を必要とされている方に、支援が行き届かなくなるということもあるかもしれない。すごく役に立つ、これが必要だと思って条例に入れたが、実は逆効果ということがないようにしたい。

(委員)

皆さんの意見を聞いていると大変なことが多く、私は健常者のような感じがする。私は 10 年ほど前に手術をして声帯がなくなっており、初めは手話も考えないといけなかつたと思ったが、手話は 60 歳からの手習いでは無理。こういった病気は 70 歳を過ぎてからなので、文明の利器を借りて話している。

手話も情報コミュニケーションも専門的なことはよくわからないので、結論は皆さんのご意見を聞いて考えていきたい。

(委員)

皆さんの意見を聞いていると勉強になることが多い。私たちはいつか全員歳を取り、視力も聴力も記憶力も認知力も、ありとあらゆる能力が加齢のために下がっていく。そのときに情報コミュニケーションがちゃんと取れるのか。今、聞こえない人もいつか見えなくなる可能性がある。今、見えない人もいつか聞こえなくなるかもしれない。日本は世界一の高齢国家であり、私たちはその中で生きていく。今回の情報コミュニケーション条例ではもちろん、手話はとても大きな柱となる。それを大きな柱とするならば、別の条例が必要なのかという思いもある。聴覚障害の方たちにお伺いしたい。もし国が手話言語の「法律」を作ったらこの条例は県に必要なのだろうか。また、手話条例を情報コミュニケーション条例とは別に作るとしたら、情報コミュニケーション条例の中から聴覚障害や手話に関

する部分は外していいのだろうか。どう思っておられるのか聞かせてほしい。例えば、聴覚障害者への情報保障は他の障害者にも同じニーズがあるとして、一緒になって闘うことで、情報のユニバーサルデザインは進んできた。アメリカのテレビ番組に字幕がついた経緯も、聞こえない子どものお母さんたちが、番組に字幕がつくたびに、たくさんのありがとうという手紙を送るという運動の結果だった。それで 1990 年にはアメリカでは全てのテレビ番組に字幕がつくようになった。これは近いニーズのある学齢期の子ども、高齢者や外国人にも歓迎された。今回も、聴覚障害の方と他の障害の方が手を取り合って、私たちが加齢のために将来どんな状態になってもきちんと情報を受け取れる滋賀県にしていこうという、そういう大きな動きになるといいと思う。

今回のこのメンバーの中にはいないが、例えば、滋賀県にはALSや筋ジストロフィーのような神経難病、認知症の方、LGBTの方、外国ルーツの子どもたち、「やさしい日本語」を必要とする人々もたくさんいる。聴覚障害の人にとっても、外国ルーツの子どもにとっても「やさしい日本語」はすごくわかりやすい。もちろん条例を分けて作ることも一つの提案だと思うが、情報コミュニケーション条例という大きいものができて、その第一の柱が手話で、それ以外に点字があったり、「やさしい日本語」があったりというふうに、大きなくりにならないかなと思っている。

これからこの委員会がどのように進むのかまだわからないが、ここで議論ができることはうれしいことである。こういう機会をつくってくださった滋賀県の方にありがとうと言いたい。

## 議題2「今後の検討の進め方について」

### ○ 資料2について事務局から説明

(委員長)

今の説明について、方向性はこれでよろしいか。

(委員)

手話言語と情報コミュニケーションをどうするかは、私もわかりにくいと思っている。おそらく手話言語を推し進める方々には、それなりの理由があると思う。私も新聞報道や資料を見ているが、どうしてもぴんとこない。できれば次回の時に、ここに手話言語をいれなければいけない理由について、一枚ものでいいのでまとめたものを出していただきたい。

人工内耳を赤ちゃんにもつけて音声言語に適応させていくという、政治の流れがあるかと思う。それに対して手話を使う方は、手話言語を使う人がもっと少なくなると、私たちの言葉が奪われていくという恐怖感もあるのかなと思う。そういうものがあっても、例えば手話言語だけを独立して別に会議をしたいのか、それとも手話言語および情報コミュニケーションにしたいのか。どういうところを目指しているのかわかりにくい部分があるので、紙一枚ぐらいまとめていただければと思う。

(委員)

二つ確認したい。

一つ目、今回、手話言語や情報コミュニケーションに関する条例検討小委員会というタイトルがついている。私たちはこのタイトルは求めていない。元々、私たちは、手話言語条例を作るように要望を続けていた。まとめてこちらのタイトルしたことを県ではどう考えているのか、それを説明していただかないと、皆さん混乱してくるのではないかと思います。

委員が言われたとおり、悲しいことに社会の中で手話言語に対する理解は少ない。本当はみんなが理解してほしい。手話がなければ皆さんには私の話が伝わらない。私が手話言語を獲得したのは18歳のとき。3歳の時から手話を獲得していれば、社会とコミュニケーションがとれるはずだったが、残念ながら社会が手話言語を認めないために、長い間、手話言語を獲得できる環境が全くないまま今に至っている。

私たちは手話言語条例を作ってほしいという願いを県に届けてきたが、今回、それを情報コミュニケーション条例としてまとめて検討してくださいといわれて困っている。そのあたりを誤解しないでほしい。

二つ目、第3回以降で専門家をお呼びするということがあったが、手話言語に関する専門家は誰を呼ぶのか、相談しながら進めていただきたい。近江八幡市の手話言語条例は制定され、1年、2年運動してきた実績もあるので、その報告もしていただければありがたい。

手話言語条例と情報コミュニケーション条例(仮称)をそれぞれ独立条例が必要。言語として「手話言語」の獲得ができなければ、コミュニケーションの選択ができなくなる懸念がある。

県には、もう一度整理をお願いしたい。

(委員)

私個人の理解を述べさせていただくが、発達障害はそもそも障害としては後発で、これまでいろいろな障害者団体、例えば聴覚障害や視覚障害の方が進めてこられた、政治的な闘争というかそういうものの成果を享受していたり、または後追いで頑張っていこうとしているという、ざっくりとそのような感じになるかと思う。この委員会も、ある意味では手話言語条例の必要性についてのこれまでの政治的な提言が県を動かして、このような場をつくってくださったものだと理解している。そういう意味で、わかりやすさでは断然分けたほうが良いとは思いますが、今から二つ委員会つくってくださいと言っても現実的には難しいと思うので、このテーマで、発達障害者団体代表として、わかりやすさや役に立つという部分を主眼に置いて、意見を述べさせていただくが、手話言語に関する必要性やそれが独立して必要だという主張も、当然聞くべきだと思っている。

(委員)

先ほど、聴覚障害者は1,000人に1人、視覚障害者は2,000人に1人というデータの提供があったが、いわゆる補聴器工業会のジャパントラックという調査があり、その調査では聴覚障害者が11.3%、約1,430万人。障害者手帳を持っておら

れる方だけではなく、聞こえに不便を感じているいわゆる加齢性、高齢者の方も含めて、1,500万人近くいるというデータがある。

手話言語条例というのはなかなか理解されにくいですが、日本にはそもそも国語法というものがない。隣の韓国は国語法がある。日本に占領されて自国の言葉を奪われた経過から、韓国には国語法があり、韓国では手話言語法は簡単に浸透し、認められた。日本では、もともと国語法というものがないため、手話言語法が理解をしていただけない状況にあるのかなと思う。

(委員長)

次回に向けて事務局と調整をさせていただいて、3回目、4回目で論点整理をしながら、専門家の方に来ていただいたり、近江八幡市の条例の実態をご報告いただいたりしていきたいと思う。

今後も、忌憚のないご意見をお願いしたい。

(事務局)

委員からのご意見について補足の説明を申し上げますと、昨年6月5日に審議会のから共生社会づくりを目指す条例の答申を受けた際に、条例とは別に手話言語や情報コミュニケーションに関する条例の必要性については、全県的な議論をしていくことが望まれるという意見がついていた。手話言語、情報コミュニケーション両方について、いろいろな障害のある方がおられる中で、全県的な議論をということで、今この場を持たせていただいている。

そしてもう一点、最初に26の道府県で既に手話言語に関する条例があるという話があったが、手話言語単独のパターンと手話言語と情報コミュニケーションが一緒になったパターン、別々になったパターンという3つのパターンがある。手話言語単独でなければ、手話言語の獲得の機会、学習の機会の確保がされないのかということそうではない。情報コミュニケーションと手話言語が一緒になった条例にも、手話言語の獲得が大事だということがしっかりと書き込まれているものもある。

事務局で、これまでいただいた意見を整理し、先行している26道府県の条例をしっかりと読み込んで、資料にまとめ第3回目に提示して、正しい認識の上に議論を公平に進めたいと思っているので、よろしく願いしたい。

○ 次回の予定については未定（今後、日程調整を行う）

以上